

広報

どうし

道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくりたい。
- 一、生産に励み豊かな村をつくりたい。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め文化の村をつくりたい。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくりたい。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくりたい。

2003 December 12月号



(第5回林間ロードレース大会でスタートする選手)

市町村合併について考える

「都留市・西桂町・秋山村・道志村
合併協議会」設置

去る九月二十一日に、秋山村での都留市・西桂町・秋山村・道志村を同一請求関係市町村とする同一請求に基づく合併協議会設置の是非を問う住民投票が実施されました。設置賛成が有効投票の過半数を超え、合併協議会設置協議を否決した秋山村の議会が可決したものとみなされます。

このことにより十一月五日に、都留市・西桂町・秋山村・道志村の四市町村長が集まり、合併協議会設置に関する協議を行い、規約を定め、平成十五年十一月二十八日をもって協議会を設置するものとし、協議書に調印しました。

また、合併協議会の規約に基づき、会長に小林義光都留市長が、副会長に前田勝弘西桂町長、井上 清秋山村長、佐藤卓司道志村長が選任されました。

合併協議会は次の規約を
基に組織され運営されます。

都留市・西桂町・秋山村・道志村
合併協議会規約

(合併協議会の設置)

第一条 都留市、西桂町、秋山村及び道志村(以下「四市町村」という。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二五二条の二第一項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号。以下「合併特例法」とい

う。)第三条第一項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(合併協議会の名称)

第二条 合併協議会は、都留市・西桂町・秋山村・道志村合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の担任する事務)

第三条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 四市町村の合併に関する協議
- (2) 合併特例法第五条の規定に基づく建設計画の作成

(3) 前二号に掲げるもののほか、四市町村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第四条 協議会の事務所は、四市町村の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第五条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第六条 会長及び副会長は、四市町村の長が協議し、次条第一項の規定に基づき委員となるべき者のうちから選任する。

二 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 四市町村の長
 - (2) 四市町村の議会の議長
 - (3) 四市町村の長が協議して定めた関係市町村の職員
 - (4) 四市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者
- 二 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第八条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第九条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

二 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

三 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第十条 会議は、委員の三分の二以上が出席しなければ、これを開くことができない。

二 会長は、会議の議長となる。

三 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(小委員会)

第十一条 協議会は、その事務の一部について調査又は審議をさせるため、小委員会を置くことができる。

二 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第十二条 会議に提案する事項について必要な協議又は調整をするた

め、協議会に幹事会を置く。
 二 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第十三条 協議会に専門部会を置く。
 二 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第十四条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
 二 協議会の事務に従事する職員は、四市町村の長が協議して定めたるをもって充てる。
 三 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第十五条 協議会に要する経費は、四市町村の長が協議のうえ、四市町村がそれぞれ負担する。

(監査)

第十六条 協議会の出納の監査は、会長の属する市町村の監査委員に委嘱して行う。
 二 前項の監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第十七条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市町村の例

により会長が定める。

(費用弁償等)

第十八条 会長、副会長、委員及び監査委員並びに第九条第三項の規定により会議に出席する者は、報酬及び費用弁償を受けることができる。
 二 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長の属する市町村の例により会長が定める。

(協議会解散の場合の措置)

第十九条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算するものとする。

(委任)

第二十条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附則

この規約は、告示の日から施行する。

十一月二十八日当日は、都留市役所の三階において、はじめに四市町村の合併協議会委員に委嘱状の交付が行なわれ、会長及び副会長のあいさつや山梨県からの祝辞後に、合併協議会事務局より第一回協議会が開催されました。



会議

(1) 報告事項

報告事項第一号 合併協議会設置までの経緯について
 報告事項第二号 合併協議会の設置協議書及び規約について
 報告事項第三号 合併協議会諸規程について

(2) 議事

議案第一号 合併協議会会議運営規程について
 議案第二号 合併協議会小委員会規程について
 議案第三号 合併協議会の事業計画について
 議案第四号 合併協議会の歳入歳出予算について



会議終了後に、市役所の玄関において会長と副会長により、合併協議会の看板が掛けられました。

(3) その他

合併協議会事務局職員の紹介

事務局長 滝本 康男

(都留市派遣)

事務局主幹 谷内 治彦

(都留市派遣)

事務局係長 永田留美子

(西桂町派遣)

事務局事務吏員 原田 祐二

(秋山村派遣)

事務局事務吏員 菅谷 直志

(道志村派遣)

道志村より、合併協議会委員に選任された方々をご紹介します。

職名	委員区分	役職	氏名
副会長	1号議員 (市町村長)	村長	佐藤卓司
委員	2号委員 (議会議長)	議長	長田公明
	3号委員 (市町村職員)	市町村職員総務課長	佐藤秀信
	4号委員 (学識経験者)	議会議員(副議長)	山口一昭
		議会議員(議会運営委員長)	村田充且
		道志村同一請求者代表者	長田富也
		商工会 会長	山口金吾
		民生委員協議会 会長	佐藤清
		婦人会 会長	水越明子
		教育委員会 委員長	長田和夫
社会教育委員長	佐藤友文		

今後の合併協議会に関する情報は、合併協議会だよりを作成する予定ですので、その中でお知らせしていきます。

問い合わせ

都留市・西桂町・秋山村・道志村合併協議会
(TEL 43 - 1111 内線282)

秋晴れの小瀬スポーツ公園でクレソン、味噌、酒まんじゅう、こんにゃくなどの即売

県民の日
イベント

移動道の駅



知事さんも会場にみえる

十一月二十日は「県民の日」ですが、十五日が土、日、に当たり小瀬スポーツ公園においてイベントが開催され、道志村でも特産品の展示、即売を行いました。

この催しは、市町村の地域づくりや特産品の広場で、道志村では道の駅どうしで販売している特産品の即売を行い好評でした。



特産品の即売

第十九回

道志村文化祭

十一月三日文化の日、第十九回道志村文化祭が中学校体育館において開催されました。受付において参加者には、心のこもった手づくり木工品が無料でサービスされました。

会場には、展示作品や、華道、菊花、盆栽、絵画、木工品等が会場いっぱいに表示され、参加者の目を楽しませてくれました。

また、舞台発表では、詩吟、婦人部の舞踊、竹之本音楽保存会による神楽や、山ゆりの会大正琴など日頃の多忙の中、練習に練習を重ねた方々がその成果を発表し参加者を感動させて下さいました。

式典においては、文化協会佐藤益三会長の挨拶や、佐藤村長、長田村議会議長、渡辺県議会議員、長田教育委員長の祝辞が行われました。

文化祭も大勢の参加者で賑わいました。

会場いっぱいの展示作品



竹之本地区の神楽



婦人部の舞踊



大正琴の演奏

第5回

林間ロードレースが

開催されました

十月二十七日第五回林間ロードレースが開催され、県内外のランナー約一五〇名が自然とふれあい、紅葉と清流の里を走ろうと参加されました。

コースは三キロ、五キロ、十キロコースにて小、中学生、親子ファミリー一般などの種目で林の間を走り競いました。参加者は天候にも恵まれ、心地よい汗をかき一日が満喫出来たと話していた。

選手宣誓、池上 満さん



紅葉と清流の里を走る参加者



東富士七里太鼓の演奏

村職員の
給与等の公表
平成十五年四月一日における、
道志村職員の給与等の状況を公表
します。

1 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件比率 (B/A)	前年の人件比率
14年度	(15,331現在)人 2,174	千円 2,633,589	千円 114,161	千円 481,111	% 18.2	% 17.2

注 人件費には、議員報酬・手当・委員等報酬および村長等特別職の給与等を含みます。

2 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
15年度	人 42	千円 189,119	千円 41,802	千円 72,967	千円 303,888	千円 7,235

注 (1) 職員手当には、退職手当を含みません。
(2) 給与費は、当初予算に計上された額です。

3 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
道志村	329,200円	45.11歳
国	332,052円	40.4歳

注 国の職員については、行政職俸給表（-）および行政職俸給表（二）の平均額です

4 職員の初任給の状況

区分		道志村	国
		決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	171,500円	171,500円
	高校卒	139,500円	139,500円

5 職員の経験年齢別、学歴別平均給料月額の状況

区分	学歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	——円	——円	352,100円
	高校卒	229,200円	——円	322,200円

注 (1) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいうものです。
(2) 経験年数別の10年とは10年以上15年未満、15年とは15年以上20年未満、20年とは20年以上25年未満の区分に基づいています。

6 職員手当の状況

区分	内 容		
期末勤勉手当	(15年度支給割合)		
		期末	勤勉
	6月期	1.55月分	0.7月分
	12月期	1.45月分	0.7月分
	計	3.0月分	1.4月分
退職手当	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
	勤続20年	21.00月分	28.875月分
	勤続25年	33.75月分	44.550月分
	勤続35年	47.50月分	62.700月分
	最高年度額	60.00月分	62.700月分
通勤手当	交通機関利用の場合運賃相当額を全額支給 自動車等使用者は通勤距離に応じて支給		
特殊勤務手当	特殊な勤務内容に応じて支給		
住居手当	借家、貸間等を借り、家賃を支払っている職員及び世帯主の職員等に支給		
扶養手当	扶養親族として認定された配偶者、22歳未満の子及び60歳以上の父母等に支給		

7 特別職の報酬状況

区分	給料月額	備考	
給 村 長	615,000円	平成14年 7月改正	
料 収 入 役	480,000円		
報 議 長	200,000円	平成8年 1月改正	
	副 議 長		180,000円
	酬 議 員		170,000円

8 ラスパイレス指数の状況 (平成14年4月1日)

区分	道志村	国
一般行政	95.3	100

注 (1) 国家公務員の給料額を100とした場合の本村職員の給料額の割合です。

9 一般行政職の級別職員数の状況

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主査	係長	主幹	課長	課長	——
職員数	1人	5人	2人	7人	8人	7人	2人	5人	37人
構成比	2.7%	13.5%	5.4%	18.9%	21.7%	18.9%	5.4%	13.5%	100%

注 (1) 職員給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
(2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
(3) その他（税務職 2人・医師、歯科医師 2人・看護、保健職 3人・福祉職 4人・企業職 2人となっております。）